

NEWS LETTER

TOTAL MANAGEMENT SERVICE

01

2023

あけましておめでとうございます。

2023年の幕開けです。本年も宜しく願い申し上げます。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽にお問い合わせください。



事前手続きが不要！ いつでもできるスマホアプリ納付

- ◆ 中小企業に求められる割増賃金率引き上げへの対応
- ◆ 高齢者の就業実態
- ◆ IT関連のスキルに対する企業と従業員の認識

事前手続が不要！ いつでもできるスマホアプリ納付

令和4年12月1日から、スマホアプリで国税の納付が可能となりました。国税の納付手段を確認しつつ、スマホアプリ納付の概要をご案内します。

国税の納付

国税は、申告した納税額をその申告に係る納付期限までに自ら納付しなければなりません。下表Aの中から自ら選択して納付手続を行います。

納付手続別の利用割合

納付手続別の令和3年度分の利用割合が、令和4年8月に国税庁から公表されています。これによると、下表Bのとおりです。キャッシュレス納付割合は、32.2%でした。

【A. 国税の納付手続・納付方法・納付手続に必要なものの一覧】

納付手続		納付方法	納付手続に必要なもの
窓口納付 ※金融機関や税務署の窓口		金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付する方法	● 納付書（金融機関の窓口で納付する場合）
コンビニ納付（QRコード）		コンビニエンスストアの窓口で納付する方法	● コンビニ納付用QRコード
コンビニ納付（バーコード）			● バーコード付納付書
振替納税		預貯金口座からの振替により納付する方法	● 振替依頼書の提出
クレジットカード納付		「国税クレジットカードお支払サイト」を運営する納付受託者（民間業者）に納付を委託する方法	● クレジットカード ● 決済手数料
スマホアプリ納付		「国税スマートフォン決済専用サイト」を運営する納付受託者（民間業者）に納付を委託する方法	● スマートフォン
電子納税	ダイレクト納付	e-Taxによる操作で預貯金口座からの振替により納付する方法	● e-Taxの開始届出書の提出 ● ダイレクト納付利用届出書の提出
	インターネットバンキング等	インターネットバンキング等から納付する方法	● e-Taxの開始届出書の提出 ● インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約

出典：国税庁HP「[手続名] 国税の納付手続（納期限・振替日・納付方法）」一部編集

【B. 国税の納付手続別利用割合（令和3年度）】

納付手続			利用割合	納付手続			利用割合	
キャッシュレス納付以外	窓口納付	金融機関	60.5%	キャッシュレス納付	振替納税		12.6%	
		税務署	2.1%		クレジットカード納付		1.5%	
	コンビニ納付（QRコード）		1.5%		電子納税	ダイレクト納付		5.5%
	コンビニ納付（バーコード）		3.6%			インターネットバンキング		12.6%

出典：国税庁HP「令和3年度におけるe-Taxの利用状況等について 令和3年度分（令和4年8月）」一部編集

※「QRコード」は、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

スマホアプリ納付

国税の納付手続のうち、スマホアプリ納付は令和4年12月1日からスタートした、新しい納付手段です。

(1) 利用できるスマホアプリ

利用できるスマホアプリは、次の6つとなっています。

- PayPay
- d払い
- au PAY
- LINE Pay
- メルペイ
- Amazon Pay



(2) 特徴

主な特徴は、次のとおりです。

- 一度の納付での利用上限金額は30万円※
※利用するアプリの設定上限により利用可能額が制限される場合あり
- 決済手数料不要
- 事前の手続不要
- 領収証書は発行されない

利用上限額は、コンビニ納付と同様の30万円です。クレジットカード納付とは異なり、決済手数料が不要な点が特徴の1つといえます。また、電子納税のような事前の手続が不要な点は利便性があるといえるでしょう。

(3) 手続の流れ

手続の流れは、次のとおりです。

① 国税スマートフォン決済専用サイトにアクセス

- e-Taxを利用して申告した場合
メッセージボックスに格納される受信通知からアクセス

- 国税庁サイトからアクセスする場合
「スマホアプリ納付の手続」ページに表示されている「国税スマートフォン決済専用サイト」からアクセス

② 納付手続

- ① 決済専用サイトトップ
注意事項を確認し、「次へ」をタップ
- ② 支払方法の選択
利用するPay払い(〇〇ペイ)を選択し、「次へ」をタップ
- ③ 納付情報(氏名等)の入力※
画面に従い氏名等を入力し、「次へ」をタップ
- ④ 納付情報(税額等)の入力※
画面に従い税額等を入力し、「次へ」をタップ
- ⑤ 入力内容の確認、納付
入力した内容を確認し、「納付」をタップ
→ 選択したPay払い(〇〇ペイ)が起動
- ⑥ 完了
選択したPay払い(〇〇ペイ)にて支払(決済)後、「納付手続の完了」画面が表示されたら、手続は完了

※一定の場合には納付情報が引き継がれるため入力不要

参考：国税庁HP「[手続名] スマホアプリ納付の手続 リーフレット」一部編集

財務省は令和7年度までにキャッシュレス納付割合を40%とする目標を掲げています。スマホアプリ納付が追加されたことで、目標達成に近づくことはできるでしょうか。

参考：国税庁HP

「[手続名] 国税の納付手続(納期限・振替日・納付方法)」<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm>

「[手続名] スマホアプリ納付の手続」https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/smartphone_nofu/index.htm

「令和3年度におけるe-Taxの利用状況等について」https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_202208riyozyokyo.htm

中小企業に求められる 割増賃金率引き上げへの対応

1ヶ月60時間を超える法定時間外労働に対して、50%以上の割増賃金率による割増賃金の支払いが、大企業にはすでに求められています。2023年4月からは中小企業にもその適用が拡大されます。以下では、時間外労働が多い企業において、施行までに求められる対応を確認します。

時間外労働の削減

2023年4月より、中小企業も含めたすべての企業において、1ヶ月60時間を超えた法定時間外労働に対する割増賃金率が50%以上に引き上げられます。あくまでも月60時間を超えた部分に対する割増賃金率の引き上げですが、例えば時間単価が1,500円の場合に、割増賃金率が25%から50%に変わることによって1時間当たりの賃金額は1,875円(125%)から2,250円(150%)となり、引き上げのインパクトは小さくありません。

なお、月60時間を超える法定時間外労働が深夜労働に及んだときは、深夜労働に対する割増賃金の支払いも必要となることから、割増賃金率は75% (25%+50%)以上となります。

長時間労働の防止および人件費の増加という観点から、企業はできるだけ時間外労働を削減しておくことが求められます。

削減に向けた取組として、以下のようなポイントが挙げられます。

- 付き合い残業はないか
- 残業が従業員任せになっていないか (今日中にやらなければならない業務なのかを上司が確認し指示を出しているか)
- 人員体制を見直すことはできないか
- 機器等の導入・見直しにより業務のやり方を変える、生産性を向上させることはできないか

- 社内の業務フローに問題はないか (営業が無理な契約で受注し、後工程の業務を行う部署にしわ寄せがっていないか等)

人件費の確認

割増賃金率の引き上げは、人件費の大幅な増加につながります。そのため、例えば過去1年間の時間外労働の時間数が同じであった場合、人件費がどのくらい増加となるのかを試算しておくといよいでしょう。

また、人件費の内容を経営会議のような場面で共有し、現場の管理者にも人件費への影響について認識をもってもらうことで、時間外労働の削減の必要性を共通認識にすることができるといよいでしょう。

36協定の取り扱い

時間外労働・休日労働に関する協定 (いわゆる36協定) において、特別条項を設ける場合、限度時間を超えた労働に係る割増賃金率を記載する欄があります。

2023年4月以降に割増賃金率に変更となりますが、36協定には月60時間を超えた割増賃金率を記載する必要はないため、協定期間が2023年4月をまたぐ場合であっても、届出をし直す必要はありません。

時間外労働削減の前提として、会社は労働時間を適正に把握することが必要です。適正な労働時間を記録するように社内教育を行ったり、労働時間の記録とパソコンの使用記録など労働実態との乖離がないかを点検したりするなどの取組も行いましょう。

高齢者の就業実態

総務省が2022年9月に発表した資料*によると、日本の総人口に占める高齢者（65歳以上）の割合は過去最高の29.1%に達しました（同年9月15日時点）。それに伴い働く高齢者も増えています。ここでは同資料から、高齢者の就業実態をみていきます。

高年齢就業者は900万人超

上記資料から高齢者の就業状況をまとめると、下表のとおりです。

高齢者の就業者（以下、高年齢就業者）数は2012年は596万人でしたが、2021年には過去最多の909万人になりました。

高まる就業率

高齢者の就業率をみると、2013年に20%を超え、2020年以降は25.1%になりました。なお、65～69歳に限ると2021年には50.3%と半数を超えています。

就業者総数に占める高年齢就業者の割合では、2019年以降は男性が14%台に、女性が12%台になっています。

高年齢就業者が多い産業は

2021年時点の高年齢就業者数を産業別にみると、卸売業、小売業が130万人で最も多く、農業、林業が104万人、サービス業（他に分類されないもの）が103万人、医療、福祉が101万人という状況です。

雇用環境の整備が重要に

少子化による労働人口の減少は、企業の人材採用を難しくさせています。そのため、高齢者を雇用することが人材不足を補う一つの方法となります。高齢者が働きやすい環境を整えることが重要となります。

新年を迎えるこの時期に、自社の状況を振り返ってみてはいかがでしょうか。

高齢者の就業状況

	高年齢就業者数（万人）			高年齢者の就業率（%）			高年齢就業者の割合（%）		
	男性	女性	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性	男女計
2012年	365	231	596	27.9	13.2	19.5	10.1	8.7	9.5
2013年	390	247	637	28.6	13.7	20.1	10.8	9.1	10.1
2014年	416	267	682	29.3	14.3	20.8	11.4	9.8	10.7
2015年	443	289	732	30.3	15.0	21.7	12.2	10.5	11.4
2016年	462	308	770	30.9	15.8	22.3	12.6	10.9	11.9
2017年	483	323	806	31.8	16.3	23.0	13.1	11.3	12.3
2018年	511	350	860	33.2	17.4	24.3	13.7	11.8	12.9
2019年	529	360	890	34.1	17.8	24.9	14.1	12.0	13.2
2020年	537	366	903	34.2	18.0	25.1	14.4	12.3	13.5
2021年	536	373	909	34.1	18.2	25.1	14.4	12.4	13.5

総務省「統計トピックスNo.132 統計からみた我が国の高齢者」より作成

*総務省「統計トピックス No.132 統計からみた我が国の高齢者」

就業者とは、月末1週間に収入を伴う仕事を1時間以上した者、又は月末1週間に仕事を休んでいた者をいいます。数字の合計は四捨五入の関係で異なる場合があります。詳細は次のURLのページから確認いただけます。https://www.stat.go.jp/data/topics/pdf/topics132.pdf

IT関連のスキルに対する 企業と従業員の認識

生産性向上を目的とした業務のIT化には、従業員のITに関する能力やスキルの向上が重要です。ここでは、こうした能力やスキルに対する企業と従業員の認識に関するデータをみていきます。

ITスキルを重視する割合は

2022年6月に発表された調査結果*から、企業が労働者に求める能力やスキルの中で、ITを使いこなす一般的な知識・能力（以下、ITスキル）が最も重要と考える割合をまとめると、下表左のとおりです。

総数では正社員（50歳未満）で最も重要と考える割合が25.0%、正社員（50歳以上）は18.3%、正社員以外は17.5%となりました。産業別にみると、正社員より正社員以外の方が最も重要と考える割合が高いケースがいくつかみられます。

従業員の4割弱が向上を望む

同調査結果から、自信がある能力等がある労働者と向上させたい能力等がある労働者をそれぞれ100とした場合の、従業員のITスキルに自信がある、向上させたい割合をまとめると下表右のとおりです。

総数では自信があるが23.4%、向上させたいが36.6%です。多くの産業で、向上させたい割合の方が高くなっており、ITスキルを向上させたい労働者が多いようです。ITスキルは随時更新していく必要があり、従業員のリスキリング等に検討されてはいかがでしょうか。

ITを使いこなす一般的な知識・能力に対する企業と労働者の認識 (%)

	最も重要と考える企業の割合			労働者	
	正社員 (50歳未満)	正社員 (50歳以上)	正社員以外	自信がある	向上させたい
総数	25.0	18.3	17.5	23.4	36.6
建設業	30.5	18.7	22.6	30.4	30.4
製造業	21.8	14.2	14.1	23.8	33.0
電気・ガス・熱供給・水道業	19.0	13.2	28.5	33.8	34.6
情報通信業	15.5	15.6	28.4	48.7	22.1
運輸業、郵便業	22.3	15.8	15.1	23.6	41.5
卸売業、小売業	31.0	23.2	22.2	16.9	40.6
金融業、保険業	28.5	27.3	42.7	22.4	43.8
不動産業、物品賃貸業	27.0	23.0	20.8	22.9	45.0
学術研究、専門・技術サービス業	24.0	20.0	32.7	27.1	31.0
宿泊業、飲食サービス業	17.7	15.0	6.6	15.5	39.7
生活関連サービス業、娯楽業	22.6	14.2	12.4	15.0	35.1
教育、学習支援業	21.8	14.7	15.3	25.2	36.5
サービス業（他に分類されないもの）	29.6	21.6	12.6	21.9	42.1

厚生労働省「令和3年度能力開発基本調査」より作成

*厚生労働省「令和3年度能力開発基本調査」

2021年（令和3年）10月1日時点の状況について、全国7,322企業および7,064事業所とそこに属している労働者19,728人などを対象にした調査です。ここのITを使いこなす一般的な知識・能力は、OA・事務機器操作（オフィスソフトウェア操作など）をいいます。いずれの回答も、3つまでの複数回答の中で、ITスキルを回答した割合となっています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450451&tstat=000001031190&tclass1=000001166666>

【お仕事備忘録】 WORK REMINDER

仕事は始めが肝心です。取引先の仕事開始日を踏まえて、新年の挨拶回りなどを滞りなく実施すると、気持ちよいスタートがきれいでしょう。

01 協会けんぽの各種申請様式の変更

2023年1月より、協会けんぽにおいて傷病手当金や出産手当金など多くの申請書の様式が変更されます。1月以降に旧様式で申請すると事務処理に時間を要してしまうことがあるため、新様式を使って申請するようにしましょう。

02 還付申告（所得税の確定申告）の受付開始

所得税の還付を受けるための確定申告書の提出は、2月15日以前でも可能です。早く申告を行えば、早く還付が受けられます。

03 固定資産税の償却資産に関する申告

2023年1月1日現在所有している償却資産について、1月中に市区町村へ申告します。納付税額は、市区町村から土地・建物等の固定資産税と一緒に後日通知されます。

04 個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分）

第4期分の個人の道府県民税と市町村民税の納付月です。納期限は、市町村の条例で定める日です。資金繰りも考慮した上で、納付もれないようにしましょう。

05 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

2023年分の給与所得者の扶養控除等申告書の回収が済んでいるか、今一度確認しましょう。回収期限は、2023年最初の給与支払日の前日です。個人番号記載に係る本人確認や、必要事項の記載もれ有無の確認をしましょう。また、2022年の給与に係る源泉徴収票は、年末調整の対象者か否かにかかわらず、すべての給与受給者に交付しましょう。

06 各種法定調書の提出

毎年1月は各種法定調書の提出月です。法定調書には、源泉徴収票、報酬等の支払調書、給与支払報告書などがあります。各調書には税務署や市区町村への提出の要件が定められています。税務署から送付される説明書などを確認の上、提出しましょう。

07 年賀状の返礼と整理、住所などのメンテナンス

年賀状を送付していなかった先より届いた場合には、速やかに返礼を出すとともにリストへの追加をします。また住所変更などのあった先については、リストの修正を行います。必要に応じ、関係部署にも連絡します。

新年を迎え、気持ちも新たに仕事をスタートさせましょう。新年早々やるべきことがたくさんあります。もれのないように計画的に業務を進めましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	日	先負	元日
2	月	仏滅	振替休日
3	火	大安	
4	水	赤口	●健康保険・厚生年金保険料の支払(11月分) ●所得税の還付申告の受付開始(令和4年分)
5	木	先勝	
6	金	友引	小寒
7	土	先負	
8	日	仏滅	
9	月	大安	成人の日
10	火	赤口	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限(12月分)
11	水	先勝	
12	木	友引	
13	金	先負	
14	土	仏滅	
15	日	大安	
16	月	赤口	
17	火	先勝	
18	水	友引	
19	木	先負	
20	金	仏滅	大寒 ●源泉所得税の納期限の特例納期限(前年7~12月分)
21	土	大安	
22	日	先勝	
23	月	友引	
24	火	先負	
25	水	仏滅	
26	木	大安	
27	金	赤口	
28	土	先勝	
29	日	友引	
30	月	先負	
31	火	仏滅	●健康保険・厚生年金保険料の支払期限(12月分) ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払期限(第3期分) ※口座振替を利用しない場合 ●労働者死傷病報告書の提出期限(休業日数1~3日の労災事故【10~12月】について報告) ●個人の県民税・市町村民税の納期限(第4期分) ※市町村の条例で定める日まで ●税務署へ法定調書の提出期限 ●市区町村への給与支払報告書の提出期限 ●固定資産税の償却資産に関する申告期限 ●給与所得者の扶養控除等申告書の回収 ※最初の給与支払日の前日まで ●源泉徴収票の交付